

専決第 号

専決処分書

民事調停法第17条による決定について同法第18条第1項による異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年(2022年) 月 日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、損害賠償請求調停事件に関し、令和4年4月25日付けの民事調停法第17条による決定について、同法第18条第1項による異議の申し立てを行わない。

第1 事件名 伊丹簡易裁判所 令和2年(ノ)第27号 損害賠償請求調停事件
伊丹簡易裁判所 令和3年(ノ)第38号 損害賠償請求調停事件

第2 当事者 申立人 [REDACTED]

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市小浜1丁目1番11号

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

代表理事 田名網陽子

第3 民事調停法第17条による決定の概要

- 1 相手方らは、申立人に対し、本件事故により239万5134円の損害が申立人に発生したことを認める。
- 2 申立人及び相手方らは、相手方らが、申立人に対し、前項の金員の3分の1に相当する79万8378円の債務を各自負担することを認める。
- 3 相手方宝塚市は、申立人に対し、前項の79万8378円から既払金33万5132円(同相手方の加入する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度による給付金)を控除した46万3246円を、令和4年5月31日限り、申立人の振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方宝塚市の負担とする。
- 4 相手方公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社(以下「相手方公社」という。)は、申立人

に対し、第2項の79万8378円を令和4年5月31日限り、申立人の振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方公社の負担とする。

5 相手方■■■■■（以下「相手方■■■■■」という。）は、申立人に対し、第2項の79万8378円を令和4年5月31日限り、申立人の振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方■■■■■の負担とする。

6（1） 申立人と相手方らは、申立人と相手方らとの間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（2） 相手方宝塚市と相手方公社及び相手方■■■■■は、相手方宝塚市と相手方公社及び相手方■■■■■との間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（3） 相手方公社と相手方■■■■■は、相手方公社と相手方■■■■■の間には、本件に関し、この決定に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 調停費用は各自の負担とする。

事案の概要

1 事件名

伊丹簡易裁判所令和2年（ノ）第27号損害賠償請求調停事件

伊丹簡易裁判所令和3年（ノ）第38号損害賠償請求調停事件

2 事案の概要

宝塚市立[]中学校に在籍していた申立人は、平成29年(2017年)1月5日、申立人の所属するサッカー部の市立[]での試合中に発生した移動式ベンチ屋根の転倒事故により、左足を負傷したほか、同年6月に心的外傷後ストレス障害であるとの診断を受けたことから、宝塚市、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社及び株式会社[]に損害賠償金の支払いを求めるもの

民事調停法（抜粋）

（調停に代わる決定）

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立て）

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。

その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2・3（略）

4 適法な異議の申立てがあったときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

移動式ベンチ屋根(ダッグアウト)の転倒事故による損害賠償請求調停事件の概要

1 調停事件当事者について

- (1) 申立人 事故当時 市立[] 中学2年生
(親権者2名)
- (2) 相手方 (A) 宝塚市
(B) 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
(C) 株式会社[]

2 事件概要

宝塚市立[]中学校に在籍していた申立人は、平成29年(2017年)1月5日12時10分頃、所属するサッカー部の、[](以下「グラウンド」という。)での部活動の試合中、グラウンド内に設置されていた移動式ベンチ屋根の後ろでウォーミングアップしていたところ、強風により転倒した移動式ベンチ屋根の下敷きとなりました。その後、申立人を救助するため、同部活動を指導していた教員の指示で、同教員及び生徒数名が移動式ベンチ屋根を持ち上げて移動させようとしたところ、重さに耐えきれずこれを申立人の左足首付近に落としました。

これらの事故により、申立人は左足を2箇所骨折したほか、同年6月には心的外傷後ストレス障害であるとの診断を受けたことから、次に掲げる内容を求めました。

(1) 申立人の請求の概要

- ア 移動式ベンチ屋根の設置には瑕疵があったため、グラウンドの設置者である宝塚市は損害を賠償すべきである。
- イ グラウンドを管理していた公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社は損害を賠償すべきである。
- ウ サッカー部の顧問であった教員には救護活動に過失があったため、同教員が勤務する中学校の設置者である宝塚市は損害を賠償すべきである。

(2) 調停申立の内容

令和2年8月5日に申立人は、宝塚市と公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社の相手方2者を相手として、申立人に対し、連帯して、745万5602円及びこれに対する平成29年1月5日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払うよう求める調停を裁判所に申し立てました。

(3) 調停の併合(製造元の責任について)

移動式ベンチ屋根の製造元である株式会社[]を含めない調停は受諾できないとの相手方2者の主張を受けて、令和3年11月、申立人から株式会社[]に調停の申立てが行われた(令和3年(ノ)第38号損害賠償請求調停事件)ことにより、本件と同一の調停案件として併合されました。

3 事件番号等

- ア 事件番号 令和2年(ノ)第27号及び令和3年(ノ)第38号
- イ 事件名 損害賠償請求調停事件
- ウ 裁判所 伊丹簡易裁判所

4 裁判所の決定

裁判所は、当事者双方の意見や調停の申立ての趣旨を踏まえ、令和4年4月14日の期日において、賠償金を239万5134円とし、市・スポーツ振興公社・株式会社[]がそれぞれ79万8378円の支払義務があり、本市については独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金により既に支払った33万5132円を控除した46万3246円を支払うことを命ずるとの内容で民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定(以下「第17条決定」という。)を行うとの方向性を示し、同月25日付けで第17条決定を行い、同月27日付けで市代理人弁護士に送達されました。支払期限は5月末日となっています。

5 異議の申立て等の取扱い

(1) 第17条決定に対して異議の申立てをしない場合

裁判所から出された第17条決定に対して、決定書の送達を受けた日から2週間以内に調停当事者が異議の申立てを行わない場合、第17条決定が確定し、調停が成立します。

異議の申立てを行わない(=第17条決定を受け入れる)ことについては、和解に相当することから議決事項です。

(2) 第17条決定に対して異議の申立てをする場合

裁判所から出された第17条決定に対して、決定書の送達を受けた日から2週間以内に調停当事者が異議の申立てを行った場合、第17条決定は効力を失い、調停は成立しません。

6 市議会の議決等について

(1) 市議会の議決等について

上記5(1)記載のとおり、第17条決定を受け入れる場合、和解に相当することから市議会における議決が必要となります。

ただし、市を除く調停当事者は裁判所の第17条決定を受け入れることとしており、また、議会閉会中であり、市が調停を受け入れることを決定する期限である5月11日までに時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行おうとするものです。

専決処分を行った場合は、6月市議会において専決処分について報告し、市議会の承認を求めることとなります。

(2) 賠償金の支払いについて

損害賠償金は、専決処分後に予備費を充用して支払うこととなります。